

新潟市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 72 号

新潟市都市公園条例の一部を改正する条例

新潟市都市公園条例（昭和 32 年新潟市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 12 第 1 項の表に次のように加える。

西川だいろの家の 和室	西川ふれあい公園	新潟市西蒲区松崎 73 番地
----------------	----------	----------------

別表第 1 野外音楽堂の項及び西川だいろの家の項を削る。

別表第 3 のうち別表第 3 の適用に関する通則 5 及び 6 中「(13) の表、(20) の表から (23) の表まで、(26) の表」を「(20) の表から (23) の表まで」に改め、別表第 3 のうち (1) の表中「2,000」を「2,600」に、「250 円」を「325 円」に改め、別表第 3 のうち (2) の表 1 回につきの項中「4,000」を「5,200」に、「3,000」を「3,900」に改め、別表第 3 のうち (5) アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設（専用利用）

利用目的		入場料の徴収 の有無	使用料の額
スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の	営利又は営 業を目的と しない場合	入場料を徴収 しない場合	1 時間につき 3,030 円
	しない場合	入場料を徴収 する場合	1 時間につき 3,030 円に利用し た時間数を乗じて得た額（以下この 表において「基本額」という。）に

利用			、1日につき、1人当たりの入場料の最高額に300を乗じて得た額を加算した額
	営利又は営業を目的とする場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 39,390円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の区分に応じて計算した額又は基本額に、1日につき、1人当たりの入場料の最高額に300を乗じて得た額を加算した額のいずれか大きい方の額
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 12,120円
		入場料を徴収する場合	基本額に、1日につき、1人当たりの入場料の最高額に300を乗じて得た額を加算した額
	営利又は営業を目的とする場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 39,390円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の区分に応じて計算した額又は基本額に、1日につき、1人当たりの入場料の最高額に300を乗じて得た額を加算した額のいずれか大きい方の額

別表第3のうち(5)イの表会議室の項中「300」を「370」に改め、同表貴賓室の項中「250」を「310」に改め、同表放送設備の項中「150」を「190」に改め、別表第3のうち(6)アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設（専用利用）

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額	
スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営 業を目的と しない場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 3,030円	
		入場料を徴収す る場合	1時間につき3,030円に利用し た時間数を乗じて得た額（以下この 表において「基本額」という。）に 、1日につき、1人当たりの入場料 の最高額に150を乗じて得た額を 加算した額	
	営利又は営 業を目的と する場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 39,390円	
		入場料を徴収す る場合	入場料を徴収しない場合の区分に応 じて計算した額又は基本額に、1日 につき、1人当たりの入場料の最高 額に150を乗じて得た額を加算し た額のいずれか大きい方の額	
	上に掲げる もの以外の 各種の行事 及び集会の 利用	営利又は営 業を目的と しない場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 12,120円
			入場料を徴収す る場合	基本額に、1日につき、1人当たり の入場料の最高額に150を乗じて 得た額を加算した額
営利又は営 業を目的と しない場合		入場料を徴収し ない場合	1時間につき 39,390円	

	する場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収しない場合の区分に応じて計算した額又は基本額に、1日につき、1人当たりの入場料の最高額に150を乗じて得た額を加算した額のいずれか大きい方の額
--	------	----------------	---

別表第3のうち(6)イの表照明器具(大)の項中「700」を「850」に改め、同表照明器具(小)の項中「300」を「370」に改め、別表第3のうち(7)アの表中「29,000」を「35,090」に、「1,000」を「1,210」に改め、別表第3のうち(7)イの表中「22,000」を「26,620」に改め、別表第3のうち(8)ア(ア)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(ア) 専用利用

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額
屋外プール	スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴 収しない場 合	1時間につき 14 , 520円
			入場料を徴 収する場合	1時間につき14, 520円に利用した 時間数を乗じて得た 額(以下この表にお いて「基本額」とい う。)に、1日につ き、1人当たりの入 場料の最高額に10

					0を乗じて得た額を 加算した額
			営利又は営業を 目的とする場合	入場料を徴 収しない場 合	1時間につき 18 8,760円
				入場料を徴 収する場合	入場料を徴収しない 場合の区分に応じて 計算した額又は基本 額に、1日につき、 1人当たりの入場料 の最高額に100を 乗じて得た額を加算 した額のいずれか大 きい方の額
屋内 プー ル	競泳 プー ル	スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴 収しない場 合	1時間につき 14 ,520円
				入場料を徴 収する場合	1時間につき 29 ,040円
			営利又は営業を 目的とする場合	—	1時間につき 18 8,760円
多目 的プ ール	スポーツ、 体育及びレ クリエーシ	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴 収しない場 合	1時間につき 14 ,520円	

	ヨンの催物 及び練習の 利用		入場料を徴 収する場合	1時間につき 29 、040円
		営利又は営業を 目的とする場合	—	1時間につき 18 8、760円

別表第3のうち(8)ア(イ)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(イ) 個人利用

使用者	区分	単位	使用料の額(円)
小学生、中学生及び6 5歳以上の者	普通券	1回	250
	回数券	11枚	2,500
	定期券	1か月	2,500
		3か月	6,000
		6か月	9,000
		12か月	13,000
上に掲げる者以外の者 (未就学児を除く。)	普通券	1回	610
	回数券	11枚	6,100
	定期券	1か月	6,100
		3か月	14,640
		6か月	21,960
		12か月	31,720

別表第3のうち(8)イの表会議室の項中「300」を「370」に改め、同表電光表示器の項中「300」を「370」に改め、別表第3のうち(9)アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設(専用利用)

利用目的	入場料の徴収の	使用料の額(1時
------	---------	----------

		有無	間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,820
		入場料を徴収する場合	3,640
	営利又は営業を目的とする場合	—	23,660
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	7,280
		入場料を徴収する場合	14,560
	営利又は営業を目的とする場合	—	23,660

別表第3のうち(9)イの表ナイター照明の項中「4,400」を「5,330」に改め、別表第3のうち(10)アの表を次のように改める。

ア 施設

区分	使用料の額 (円)	
	普通券	回数券
大人	1人1回につき 260	11枚 2,600
中学生以下の者	1人1回につき 130	11枚 1,300

別表第3のうち(11)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(11) 津島屋公園運動広場の使用料

施設(専用利用)

利用目的	入場料の徴収の	使用料の額(1時
------	---------	----------

		有無	間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1, 210
		入場料を徴収する場合	2, 420
	営利又は営業を目的とする場合	—	15, 730
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4, 840
		入場料を徴収する場合	9, 680
	営利又は営業を目的とする場合	—	15, 730

別表第3のうち(12)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(12) 善久河川敷公園庭球場の使用料

施設(専用利用)

利用目的	入場料の徴収の有無	使用料の額(1面1時間につき)(円)	
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	730
		入場料を徴収する場合	1, 460
	営利又は営業を目的とする場合	—	9, 490

	的とする場合		
--	--------	--	--

別表第3のうち(13)の表を次のように改める。

(13) 削除

別表第3のうち(14)ア(ア)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(ア) 専用利用

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額(1時間につき)(円)
メインアリーナ	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4,240
		合	入場料を徴収する場合	8,480
		営利又は営業を目的とする場合	—	55,120
	上に掲げるものの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	16,960
		合	入場料を徴収する場合	33,920
		営利又は営業を目的とする場合	—	55,120
サブアリーナ	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,210
		合	入場料を徴収する場合	2,420
		営利又は営業を目的とする場合	—	15,730

		目的とする場合		
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収し	4,840
			入場料を徴収する場合	9,680
	営利又は営業を目的とする場合	—		15,730

別表第3のうち(14)ア(イ)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(イ) 個人利用(トレーニング室を含む。)

使用者	区分	単位	使用料の額(円)	
小学生、中学生及び6歳以上の者	普通券	1回	130	
	回数券	11枚	1,300	
		定期券	1か月	1,300
			3か月	3,120
			6か月	4,680
			12か月	6,760
上に掲げる者以外の者 (未就学児を除く。)	普通券	1回	310	
	回数券	11枚	3,100	
		定期券	1か月	3,100
			3か月	7,440
			6か月	11,160
			12か月	16,120

別表第3のうち(14)イ(ア)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	670
		入場料を徴収する場合	1,340
	営利又は営業を目的とする場合	—	8,710
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,680
		入場料を徴収する場合	5,360
	営利又は営業を目的とする場合	—	8,710

別表第3のうち(14)イ(イ)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(イ) 個人利用

使用者	区分	単位	使用料の額（円）
小学生、中学生及び6歳以上の者	普通券	1回	130
	回数券	11枚	1,300
	定期券	1か月	1,300
		3か月	3,120
		6か月	4,680
		12か月	6,760

上に掲げる者以外の者 (未就学児を除く。)	普通券	1回	310
	回数券	11枚	3,100
	定期券	1か月	3,100
		3か月	7,440
		6か月	11,160
	12か月	16,120	

別表第3のうち(14)ウの表を次のように改める。

ウ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額(円)
視聴覚室	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	370
	—	冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	610
研修室	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	430
	—	冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	670
展示コーナー	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	130

	—	冷暖房設備を利用する場合 1時間につき	370
ミーティングルーム	—	冷暖房設備を利用しない場合 1時間につき	310
	—	冷暖房設備を利用する場合 1時間につき	550
暖房設備（メインアリーナ）	—	1時間につき	6,050
冷暖房設備（サブアリーナ）	—	1時間につき	2,420
冷暖房設備（柔道場）	—	1時間につき	1,210
暖房器具	1台	1時間につき	130
照明設備（メインアリーナ）	全点灯	1時間につき	1,210
放送設備	一式	1回につき	610
機器具（視聴覚室）	一式	1時間につき	130
電光得点板	一式	1回につき	610

別表第3のうち（15）の表中備考以外の部分を次のように改める。

（15） 白根総合公園多目的広場の使用料

施設（専用利用）

利用目的	入場料の徴収の	使用料の額（1時
------	---------	----------

		有無	間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,420
		入場料を徴収する場合	4,840
	営利又は営業を目的とする場合	—	31,460
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	9,680
		入場料を徴収する場合	19,360
	営利又は営業を目的とする場合	—	31,460

別表第3のうち(16)アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設(専用利用)

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額(1面1時間につき)(円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	970
		入場料を徴収する場合	1,940
	営利又は営業を目的とする場合	—	12,610

別表第3のうち(16)イの表照明設備の項中「400」を「490」に改め、別表第3のうち(16)の2アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設(専用利用)

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額(1時間につき)(円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,420
		入場料を徴収する場合	4,840
	営利又は営業を目的とする場合	—	31,460
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	9,680
		入場料を徴収する場合	19,360
	営利又は営業を目的とする場合	—	31,460

別表第3のうち(16)の2イの表照明設備の項中「1,000」を「1,210」に改め、別表第3のうち(16)の3ア(ア)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額(1時間につき)(円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	14,520

及び練習の利用		入場料を徴収する 場合	29,040
	営利又は営業を 目的とする場合	—	188,760

別表第3のうち(16)の3ア(イ)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(イ) 個人利用

使用者	区分	単位	使用料の額(円)
小学生、中学生及び6 5歳以上の者	普通券	1回	250
	回数券	11枚	2,500
	定期券	1か月	2,500
		3か月	6,000
		6か月	9,000
		12か月	13,000
上に掲げる者以外の者 (未就学児を除く。)	普通券	1回	610
	回数券	11枚	6,100
	定期券	1か月	6,100
		3か月	14,640
		6か月	21,960
		12か月	31,720

別表第3のうち(17)アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設(専用利用)

利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額(1時 間につき)(円)
スポーツ、体育及びレ	営利又は営業を目的とする場合	入場料を徴収し	1,210

クリエイションの催物 及び練習の利用	的としない場合	ない場合	
		入場料を徴収する 場合	2,420
	営利又は営業を目的とする場合	—	15,730
上に掲げるもの以外の 各種の行事及び集会の 利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4,840
		入場料を徴収する場合	9,680
	営利又は営業を目的とする場合	—	15,730

別表第3のうち(17)イの表照明設備の項中「3,000」を「3,630」に改め、
別表第3のうち(18)アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設(専用利用)

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額(1時間につき)(円)
屋内ゲートボール場	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	730
			入場料を徴収する場合	1,460
		営利又は営業を目的とする場合	—	9,490
	上に掲げるもの以外の各種	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,920

	の行事及び集 会の利用	合	入場料を徴収す る場合	5, 8 4 0
		営利又は営業を 目的とする場合	—	9, 4 9 0
多目的グ ラウンド	スポーツ、体 育及びレクリ エーションの 催物及び練習 の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	6 1 0
			入場料を徴収す る場合	1, 2 2 0
		営利又は営業を 目的とする場合	—	7, 9 3 0
	上に掲げるも の以外の各種 の行事及び集 会の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	2, 4 4 0
			入場料を徴収す る場合	4, 8 8 0
		営利又は営業を 目的とする場合	—	7, 9 3 0

別表第3のうち(18)イの表暖房設備(屋内ゲートボール場)の項中「200」を「250」に改め、同表照明設備の項中「800」を「970」に改め、別表第3のうち(19)アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設(個人利用)

使用者	区分	単位	使用料の額(円)
小学生、中学生及び65歳 以上の者	普通券	1回	250
	回数券	11枚	2,500
	定期券	1か月	2,500

		3か月	6,000
		6か月	9,000
		12か月	13,000
上に掲げる者以外の者（未就学児を除く。）	普通券	1回	610
	回数券	11枚	6,100
	定期券	1か月	6,100
		3か月	14,640
		6か月	21,960
		12か月	31,720

別表第3のうち(20)の表及び(21)の表を次のように改める。

(20) 水の公園福島潟木舟水路の使用料

利用区分	使用料の額(円)
木舟1そう1時間につき	250

(21) 水の公園福島潟来亭の使用料

利用区分	使用料の額(円)
午後5時から午後11時までの専用利用1時間につき	1,040

別表第3のうち(22)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(22) 水の公園福島潟水の駅「ビュー福島潟」の使用料

利用区分	使用料の額(円)	
	一般	小学生・中学生・高校生
4階個人	1回につき 520	1回につき 260
以上年間利用券	1,300	650
団体(20人以上)	1人1回につき 410	1人1回につき 200

特別展示等	市長が定める額
展望ホール専用利用	1時間につき 5,200

別表第3のうち(23)の表1人につきの項中「200」を「260」に、「100」を「130」に改め、別表第3のうち(24)の表及び(25)の表を次のように改める。

(24) から (26) まで 削除

別表第3のうち(26)の表を削り、別表第3のうち(27)アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設(専用利用)

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額
スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営 業を目的と しない場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 3,030円
		入場料を徴収す る場合	1時間につき3,030円に利用し た時間数を乗じて得た額(以下この 表において「基本額」という。)に 、1日につき、1人当たりの入場料 の最高額に150を乗じて得た額を 加算した額
	営利又は営 業を目的と する場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 39,390円
		入場料を徴収す る場合	入場料を徴収しない場合の区分に応 じて計算した額又は基本額に、1日 につき、1人当たりの入場料の最高 額に150を乗じて得た額を加算し

			た額のいずれか大きい方の額
上に掲げる もの以外の 各種の行事 及び集会の 利用	営利又は営 業を目的と しない場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 12,120円
		入場料を徴収す る場合	基本額に、1日につき、1人当たり の入場料の最高額に150を乗じて 得た額を加算した額
	営利又は営 業を目的と する場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 39,390円
		入場料を徴収す る場合	入場料を徴収しない場合の区分に応 じて計算した額又は基本額に、1日 につき、1人当たりの入場料の最高 額に150を乗じて得た額を加算し た額のいずれか大きい方の額

別表第3のうち(27)イの表ナイター照明の項中「3,500」を「4,240」に
改め、別表第3のうち(27)の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

(27)の2 城山運動公園サブ野球場の使用料

施設(専用利用)

利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額(1時 間につき)(円)
スポーツ、体育及びレクリ エーションの催物及び練習 の利用	営利又は営業 を目的としな い場合	入場料を徴収し ない場合	610
		入場料を徴収す る場合	1,220
	営利又は営業	—	7,930

	を目的とする 場合		
上に掲げるもの以外の各種 の行事及び集会の利用	営利又は営業 を目的としな い場合	入場料を徴収し ない場合	2, 4 4 0
		入場料を徴収す る場合	4, 8 8 0
	営利又は営業 を目的とする 場合	—	7, 9 3 0

別表第3のうち(27)の3アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設(専用利用)

利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額(1面 1時間につき)(円)
スポーツ、体育及びレクリ エーションの催物及び練習 の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	3, 0 3 0
		入場料を徴収す る場合	6, 0 6 0
	営利又は営業を 目的とする場合	—	3 9, 3 9 0
上に掲げるもの以外の各種 の行事及び集会の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	1 2, 1 2 0
		入場料を徴収す る場合	2 4, 2 4 0

	営利又は営業を 目的とする場合	—	39,390
--	--------------------	---	--------

別表第3のうち(27)の3イの表照明設備の項中「1,000」を「1,210」に
改め、別表第3のうち(28)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(28) 城山運動公園テニスコートの使用料

施設(専用利用)

利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額(1面 1時間につき)(円)
スポーツ、体育及びレクリ エーションの催物及び練習 の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	490
		入場料を徴収す る場合	980
	営利又は営業を 目的とする場合	—	6,370

別表第3のうち(29)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(29) 城山運動公園管理棟の使用料

区分	使用料の額(1人につき)(円)		
	小学生・中学生	高校生	一般
宿泊	390	510	640
日帰り	190	260	320

別表第3のうち(29)の2アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設(専用利用)

利用目的	入場料の徴収の	使用料の額(1時
------	---------	----------

		有無	間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	9,680
		入場料を徴収する場合	19,360
	営利又は営業を目的とする場合	—	125,840
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	38,720
		入場料を徴収する場合	77,440
	営利又は営業を目的とする場合	—	125,840

別表第3のうち(29)の2イの表会議室の項中「300」を「370」に改め、別表第3のうち(30)アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設(専用利用)

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 3,030円
		入場料を徴収する場合	1時間につき3,030円に利用した時間数を乗じて得た額(以下この表において「基本額」という。)に、1日につき、1人当たりの入場料

			の最高額に150を乗じて得た額を加算した額
	営利又は営業を目的とする場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 39,390円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の区分に応じて計算した額又は基本額に、1日につき、1人当たりの入場料の最高額に150を乗じて得た額を加算した額のいずれか大きい方の額
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 12,120円
		入場料を徴収する場合	基本額に、1日につき、1人当たりの入場料の最高額に150を乗じて得た額を加算した額
	営利又は営業を目的とする場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 39,390円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の区分に応じて計算した額又は基本額に、1日につき、1人当たりの入場料の最高額に150を乗じて得た額を加算した額のいずれか大きい方の額

別表第3のうち(30)イの表会議室の項中「300」を「370」に改め、同表放送設備の項中「150」を「190」に改め、同表ナイター照明の項中「3,500」を「4,240」に改め、別表第3のうち(31)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(31) みどりと森の運動公園屋内コートの使用料

施設（専用利用）

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	3,630
		入場料を徴収する場合	7,260
	営利又は営業を目的とする場合	—	47,190
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	14,520
		入場料を徴収する場合	29,040
	営利又は営業を目的とする場合	—	47,190

別表第3のうち（32）アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設（専用利用）

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,420
		入場料を徴収する場合	4,840

		る場合	
	営利又は営業を 目的とする場合	—	31,460
上に掲げるもの以外の各種 の行事及び集会の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	9,680
		入場料を徴収す る場合	19,360
	営利又は営業を 目的とする場合	—	31,460

別表第3のうち(32)イの表ナイター照明の項中「1,000」を「1,210」に
改め、別表第3のうち(33)アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設(専用利用)

利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額(1時 間につき)(円)
スポーツ、体育及びレクリ エーションの催物及び練習 の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	1,820
		入場料を徴収す る場合	3,640
	営利又は営業を 目的とする場合	—	23,660
上に掲げるもの以外の各種 の行事及び集会の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	7,280
		入場料を徴収す る場合	14,560

	営利又は営業を 目的とする場合	—	23,660
--	--------------------	---	--------

別表第3のうち(33)イの表ナイター照明の項中「2,500」を「3,030」に
改め、別表第3のうち(34)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(34) 太夫浜運動公園球技場の使用料

施設(専用利用)

利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額(1面 1時間につき)(円)
スポーツ、体育及びレク リエーションの催物及び 練習の利用	営利又は営業 を目的としな い場合	入場料を徴収し ない場合	2,420
		入場料を徴収す る場合	4,840
	営利又は営業 を目的とする 場合	—	31,460
上に掲げるもの以外の各 種の行事及び集会の利用	営利又は営業 を目的としな い場合	入場料を徴収し ない場合	9,680
		入場料を徴収す る場合	19,360
	営利又は営業 を目的とする 場合	—	31,460

別表第3のうち(35)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(35) 流通公園庭球場の使用料

施設（専用利用）

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	730
	合	入場料を徴収する場合	1,460
	営利又は営業を目的とする場合	—	9,490

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項から第4項までの規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の新潟市都市公園条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

（適用区分）

- 3 施行日前に、施行日以後の第10条の3に規定する有料公園施設（以下「有料公園施設」という。）の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行日前に有料公園施設で発行した回数券及び定期券（年間利用券を含む。以下同じ。）は、施行日以後に当該有料公園施設で発行した回数券及

び定期券とみなして、使用することができる。この場合において、定期券については、当該定期券の有効期間内に限り、使用することができるものとする。